

作成日：令和 5年 2月 14日

課 長	管 制 官	次 長	主 幹	課長補佐	担当者	検 算

交通管制センター設備機器保守委託

金 額 ￥ ー
(￥ 消費税及び地方消費税相当額)

委託期間 着 手 令 和 5 年 4 月 1 日
完 成 令 和 6 年 3 月 31 日

委 託 概 要

- 1 委託場所 秋田市山王四丁目 1 - 3
秋田県警察本部交通管制センター
- 2 委託内容 交通管制センター設備機器保守委託仕様書による
- 3 委託期間 令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日

委託総括表

名 称	単 位	金 額	備 考
交通管制センター設備機器保守委託			
1 管制センター中央装置保守委託	1 式		
小 計			
2 諸経費			
直接物品費	1 式		
業務管理費	1 式		
一般管理費	1 式		
小 計			
計			

内訳明細書

細目	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
管制センター中央装置保守委託						
(1) 信号制御ブロック	基本部ほか	1	式			
(2) 交通情報ブロック (情報処理部、情報提供部、プローブ処理部)	情報処理部ほか	1	式			
(3) システム管理ブロック	基本部ほか	1	式			
(4) 情報交換ブロック	基本部ほか	1	式			
(5) 端末制御ブロック	基本部ほか	1	式			
(6) ネットワークリント(機械室、交通管制卓)		1	式			
(7) プリント(設計積算印字装置)		1	式			
(8) 下位装置3、警察交通安全施設下位装置、 交通情報板中央装置、端末対応装置Ⅱ	処理部ほか	1	式			
(9) HMI装置 (交通管制卓、事務室、機械室、放送室)	処理部ほか	1	式			
(10) 機器監視表示部	処理部ほか	1	式			
(11) 管制卓1,2(交通管制卓)	本体ほか	1	式			
(12) 映像分配器		1	式			
(13) 接続装置1~8(接続装置)	本体ほか	1	式			
(14) ルータ、広域イーサスイッチ、 ファイアウォール(接続装置)	管制卓1ほか	1	式			
(15) 無線制御部(無線制御部装置)		1	式			
(16) 無線操作部(無線制御部装置)		1	式			
(17) 交通状況表示板関係機器	マルチスクリーン表示用ブロックほか	1	式			
(18) 入退室管理装置		1	式			
(19) セキュリティ用カメラ		1	式			
(20) 交通監視用テレビカメラ中央装置(アナログ系)	中央装置(アナログ系)ほか	1	式			
(21) 交通監視用テレビカメラ中央装置(IP系)	中央装置(IP系)ほか	1	式			
(22) 本配線盤(MDF)		1	式			
(23) 分電盤		1	式			
(24) 無停電電源装置		1	式			
(25) 障害復旧対応・停電立会	定数設定、推定旅行時間調整	1	式			
計						

交通管制センター設備機器保守委託仕様書

第1 総則

1 目的

本委託業務は、交通管制センター設備機器（以下「施設」という）について、保守点検及び障害修理にかかる事項を定めることにより、施設の維持を図ることを目的とする。

2 委託業務の名称

交通管制センター設備機器保守委託

3 委託場所

秋田市山王四丁目1—3 秋田県警察本部交通管制センター

4 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

第2 細則

1 発注者は受注者に対し、施設管理担当者を通知するものとする。また変更があった場合も同様とする。

2 受注者は発注者に対し、業務責任者を通知するものとする。また変更があった場合も同様とする。

3 中央装置の保守点検については、施設管理担当者立会いで実施することを原則とし、いずれも執務時間内（平日8時30分～17時15分まで）に完了するものとする。

4 点検対象機器については、極めて重要性の高い社会インフラ設備である交通管制システムが含まれることから、受注者は、管制システム保守業務の経験が豊富な技術者を担当者として指名すること。

5 受注者は委託契約書に基づき業務計画書を作成し、施設管理担当者に2部提出すること。

6 施設の保守に使用する部品等は、全て品質良好な該当機器製造会社の製品を使用するものとする。ただし、日本工業規格等の適合品を使用する場合は他の製造会社製品の使用も認めるものとする。

7 保守点検に使用する計測器等は、原則として受注者において準備するものとする。

8 発注者側が保有する計測器等、作業に必要な道具を使用する際は、施設管理担当者の承認を得ること。ただし、借用した機器についてその期間中に故障、破損した場合、受注者で保証すること。

9 保守点検は、施設管理担当者と協議し、一般交通や警察業務に支障を与えないように留意して作業を行うものとする。

10 管制センター内における障害及び停電時の対応について、施設管理担当者から依頼があった場合に実施すること。（施設管理担当者と協議して行うものとする。）

11 管制センターにおいて、定数の変更が必要な場合は、施設管理担当者の指示、又は、承認のもと行うこと。

- 12 各区間の旅行時間について調整が必要か、年1回確認し、必要があれば実施すること。また、施設管理担当者の指示があった場合であっても行うこと。
- 13 システム停止を伴う障害復旧作業を行う場合は、事前に施設管理担当者へ詳細を説明し、承認を受けた後に実施すること。
- 14 各種情報を蓄積しているハードディスクの故障により、保守品と交換し外部に持ち出す場合には、原則、情報が復元できないよう消去すること。
- 15 セキュリティ管理にあたっては、上位装置及びHMI装置のOSへのログインパスワード等について、施設管理担当者との協議のうえ管理を行うこと。
- 16 上位装置等からの出力データ及び施設管理担当者等から提供された資料を複製（資料を電磁的に変換することも含む。）する場合は、事前に承認を受けること。また、エラーログを含め外部に持ち出す場合も施設管理担当者の承認を受けること。
- 17 機械室への入室に際しては、施設管理担当者へ事前に連絡したうえで、入退室手続きを確実に実施すること。
- 18 受注者は別に定める交通管制センター設備機器保守実施要領（別添1）により保守作業を行い、その結果は書面により報告するものとする。
- 19 本仕様書は保守作業について規定するものであるが、本仕様書に明記のない事項、または疑義が生じた時は、その都度施設管理担当者との協議し処理を行うものとする。
- 20 本保守委託で作成した報告書等の電子データについては、電子記録媒体に保存し提出すること。
なお、その電子データは、秋田県警察本部発注の工事及び委託に限り使用を許諾すること。
- 21 管制システム内に保存された管制システム等運用資料を変更する必要がある場合は、施設管理担当者の承認、指示のもと変更を行うこと。

第3 保守委託等業務内容

1 保守委託施設

保守を委託する施設は、秋田県公安委員会が設置した機器のうち、保守委託指示書（別添2）に掲げる機器とする。

2 保守委託範囲

対象施設について、点検、試験、清掃及びこれに付随した簡易補修、調整及び整備を行う。また、対象施設に障害が発生した場合は応急措置を行い、機能の回復に努めること。受注者は委託施設の全てについて保守の責任を負うものとする。

ただし、天災事変または、異常な人為作用に基づく故障及び破損については、本仕様書に含まないものとし、施設管理担当者との協議のうえ対処すること。

3 保守区分

交通管制センター中央装置点検整備実施要領（別添3）

4 点検の回数等

点検は、契約期間内において別添1、2、3に定める保守実施要領のとおり行うこととし、不明な点は施設管理担当者への確認のうえ実施すること。

5 中央装置の定数、設定の変更

交通管制システムの適切な運用、障害対応及び運用調整するにあたり、管制センター等に設置された中央装置において、定数の変更を行う場合は、施設管理担当者の指示、承認のもと行うこと。また、作業内容は、その都度施設管理担当者に説明し協議すること。

6 障害時対応

- (1) 委託期間中は24時間常に障害対応可能な体制をとること。
- (2) 障害対応は速やかに着手するものとし、実施にあたっては施設管理担当者の指示に従い、作業遂行に万全を期すること。
- (3) 障害対応が完了した時は、必要な試験を行って機能回復を確認し、回復時刻、障害原因、障害対応内容等を施設管理担当者に報告すること。
- (4) システム更新、新增設機器等の導入から1年以内に障害が発生したものにあっては、製造メーカー、施工業者への手配を行う必要があるため、その内容を速やかに施設管理担当者へ報告すること。

第4 受注者準備品

1 各種プリンタ用消耗品

消耗品を準備し、交換作業を行うこと。

交通管制センター中央装置点検整備実施要領「ネットワーク用プリンタ（機械室、交通管制卓）」及び「プリンタ（設計積算印字装置）」を対象とする。

第5 情報セキュリティ

本委託業務を履行するにあたり、契約業者は別紙「情報セキュリティの確保に関する基準」を遵守すること。

交通管制センター設備機器保守実施要領

1 交通管制センター設備機器定期保守年間実施回数表

(1) 中央装置等

機器名	回数／年				備 考
	1	2	3	4	
信号制御ブロック				○	
交通情報ブロック (情報処理部、情報提供部、プローブ処理部)				○	
システム管理ブロック				○	
情報交換ブロック				○	
端末制御ブロック				○	
ネットワークプリンタ (機械室、交通管制卓)	○				
プリンタ(設計積算印字装置)	○				
警察交通安全施設下位装置、端末対応装置Ⅱ			○		
HMI装置 (交通管制卓、事務室、機械室、放送室)	○				
機器監視表示部	○				
管制卓 1, 2 (交通管制卓)	○				
映像分配器 (機械室)	○				
接続装置 1～8 (接続装置)		○			
ルータ、広域イーサスイッチ、 ファイアウォール (接続装置)	○				
無線制御部 (無線制御部装置)	○				
無線操作部 (無線制御部装置)	○				

機器名	回数／年				備 考
	1	2	3	4	
交通状況表示板関係機器	○				KVMスイッチ、時計表示部、スピーカ、HDD/BDレコーダ、長時間録画装置含む。
入退室管理システム	○				ウイルス対策ソフトのパターンファイル更新は月1回とする。
セキュリティカメラ	○				
交通監視用テレビカメラ中央装置 (アナログ系)	○				
交通監視用テレビカメラ中央装置 (IP系)	○				
本配線盤 (MDF)	○				
分電盤	○				
無停電電源装置		○			

※点検周期については、交通管制センター中央装置定期保守実施要領により点検回数に応じて等間隔で実施すること。

保 守 委 託 指 示 書
(交通管制センター設備機器・保守委託機器一覧表)

1 中央装置等

	機 器 種 別	設 置 場 所
1	信号制御ブロック	秋田市山王四丁目 1-3 秋田県警察本部交通管制センター内
2	交通情報ブロック (情報処理部、情報提供部、プローブ処理部)	
3	システム管理ブロック	
4	情報交換ブロック	
5	端末制御ブロック	
6	ネットワークプリンタ (機械室、交通管制卓)	
7	プリンタ(設計積算印字装置)	
8	警察交通安全施設下位装置、端末対応装置Ⅱ	
9	HMI装置 (交通管制卓、事務室、機械室、放送室)	
10	機器監視表示部	
11	管制卓 1, 2 (交通管制卓)	
12	映像分配器 (機械室)	
13	接続装置 1～8 (接続装置)	
14	ルータ、広域イーサスイッチ ファイアウォール (接続装置)	
15	無線制御部 (無線制御部装置)	
16	無線操作部 (無線制御部装置)	
17	交通状況表示板関係機器	
18	入退室管理システム	
19	セキュリティカメラ	
20	交通監視用テレビカメラ中央装置 (アナログ系)	
21	交通監視用テレビカメラ中央装置 (IP系)	
22	本配線盤 (MDF)	
23	分電盤	
24	無停電電源装置	

交通管制センター中央装置

点検整備実施要領

- 1 信号制御ブロック
- 2 交通情報ブロック：情報処理部、情報提供部、プローブ処理部
- 3 システム管理ブロック
- 4 情報交換ブロック
- 5 端末制御ブロック
- 6 ネットワークプリンタ（機械室、交通管制卓）
- 7 プリンタ（設計積算印字装置）
- 8 警察交通安全施設下位装置、端末対応装置Ⅱ
- 9 HMI装置（交通管制卓、事務室、機械室、放送室）
- 10 機器監視表示部
- 11 交通管制卓（管制卓1, 2）
- 12 映像分配器（機械室）
- 13 接続装置1～8（接続装置）
- 14 ルータ、広域イーサスイッチ、ファイアウォール（接続装置）
- 15 無線制御部（無線制御部装置）
- 16 無線操作部（無線制御部装置）
- 17 交通状況表示板関係機器
- 18 入退室管理システム
- 19 セキュリティカメラ
- 20 交通監視用テレビカメラ中央装置（アナログ系）
- 21 交通監視用テレビカメラ中央装置（IP系）
- 22 本配線盤（MDF）
- 23 分電盤
- 24 無停電電源装置

1～5 上位装置				
点検項目	保全内容	基準	測定器	点検周期
システム名 各装置共通				
アプリケーション停止・電源断	アプリケーションの停止、各ブロック基本部等の電源断を行う。	正常にシステム停止できること	目視	3ヶ月毎
電源投入・アプリケーション起動	各ブロック基本部等の電源投入、アプリケーションの起動を行う。	正常にシステム起動できること	目視	3ヶ月毎
設定値の退避	設定値データの退避を行う。 ただし、HMI装置は除く	正常に退避できること	目視	3ヶ月毎
システムバックアップ	外部記憶装置(NAS)を使用し、システムバックアップを行う。 ただし、HMI装置は除く	正常にバックアップできること	目視	3ヶ月毎
各ブロック基本部の確認	各種ランプの点灯状況、冷却ファンの回転状況及び回転音、コネクタ類の接続確認を行う。	異常のないこと	目視	3ヶ月毎
各ブロック基本部の清掃	外部媒体装置の清掃、ケーブルコネクタの接続確認、冷却ファンの確認、防塵フィルタ清掃及びカバー吸入口の清掃を行う。	ほこり、ごみ等を除去し、異常のないこと	目視	3ヶ月毎
各ブロック基本部のテスト診断	テストプログラムによる確認、HDD装置の試験を行う。	異常のないこと	目視	3ヶ月毎
ロギング情報収集と解析	エラーロギング情報を収集し、ハードエラーが存在する場合は、解析し対処すること。	異常のないこと	目視	3ヶ月毎
ディスプレイの確認	ランプ、表示の確認を行う	異常のないこと	目視	3ヶ月毎
ディスプレイの清掃	画面の清掃を行う	異常のないこと	目視	3ヶ月毎
電源電圧の測定	入力電源を測定する	AC100V : 100±10V	電圧計	3ヶ月毎
備考				
<ul style="list-style-type: none"> ・基本部に関連する点検項目は、システム管理ブロックの地図サーバ部、タイムサーバ部、時計部及び機器監視装置用サーバも含めること。 ・機器製造会社のマニュアル等による指定基準があれば、あわせて実施すること 				

1～5 上位装置				
点検項目	保全内容	基準	測定器	点検周期
システム名 信号制御ブロック				
システム稼働状況	装置メンテナンス画面、HMI装置画面、メッセージログ等にてシステムの稼働状況、異常履歴を確認する。	異常のないこと	目視	3ヶ月毎
システム名 交通情報ブロック				
システム稼働状況	装置メンテナンス画面、HMI装置画面、メッセージログ等にてシステムの稼働状況、異常履歴を確認する。	異常のないこと	目視	3ヶ月毎
システム名 システム管理ブロック				
システム稼働状況	装置メンテナンス画面、HMI装置画面、メッセージログ等にてシステムの稼働状況、異常履歴を確認する。	異常のないこと	目視	3ヶ月毎
データ退避状況	HMI装置画面、メッセージログ等にて現示情報、日報等の退避状況を確認する。	異常のないこと	目視	3ヶ月毎
媒体残量	外部媒体の残量を確認する。	領域70%以下	目視	3ヶ月毎
システム名 情報交換ブロック				
システム稼働状況	装置メンテナンス画面、HMI装置画面、メッセージログ等にてシステムの稼働状況、異常履歴を確認する。	異常のないこと	目視	3ヶ月毎
システム名 端末制御ブロック				
システム稼働状況	装置メンテナンス画面、HMI装置画面、メッセージログ等にてシステムの稼働状況、異常履歴を確認する。	異常のないこと	目視	3ヶ月毎
備考				

6 ネットワークプリンタ (EPSON LP-S9070、LP-M8170A)																																												
システム名	機械室、交通管制卓																																											
点検項目	保全内容	基準	測定器	点検周期																																								
清掃	定着器 (1) 排紙ガイド (2) 分離爪 (3) 入口ガイド	ほこり、ごみ等を除去すること	イソプロピルアルコール	年1回																																								
	給紙ローラ (1) 分離パッド (2) カセット給紙ローラ部 (3) レジストローラ部	清掃すること	目視																																									
総合確認	各操作画面における動作確認 (1) テストプリント (2) 設定内容 (3) トータル枚数確認	異常のないこと	目視	年1回																																								
備考																																												
下表のとおり消耗品を準備すること。																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">消耗品 (LP-S9070)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ETカートリッジ ブラック</td> <td>LPC3T36K</td> <td>×</td> <td>1</td> <td>約22400ページ</td> </tr> <tr> <td>ETカートリッジ シアン</td> <td>LPC3T36C</td> <td>×</td> <td>1</td> <td>約19100ページ</td> </tr> <tr> <td>ETカートリッジ マゼンダ</td> <td>LPC3T36M</td> <td>×</td> <td>1</td> <td>約19100ページ</td> </tr> <tr> <td>ETカートリッジ イエロー</td> <td>LPC3T36Y</td> <td>×</td> <td>1</td> <td>約19100ページ</td> </tr> <tr> <td>感光体ユニット</td> <td>LPC3K15</td> <td>×</td> <td></td> <td>約40000ページ</td> </tr> <tr> <td>廃トナーボックス</td> <td>LPC3H15</td> <td>×</td> <td></td> <td>約25000ページ</td> </tr> <tr> <td>定着ユニット</td> <td>LPC3TCU15</td> <td>×</td> <td></td> <td>約100000ページ</td> </tr> </tbody> </table>					消耗品 (LP-S9070)				備考	ETカートリッジ ブラック	LPC3T36K	×	1	約22400ページ	ETカートリッジ シアン	LPC3T36C	×	1	約19100ページ	ETカートリッジ マゼンダ	LPC3T36M	×	1	約19100ページ	ETカートリッジ イエロー	LPC3T36Y	×	1	約19100ページ	感光体ユニット	LPC3K15	×		約40000ページ	廃トナーボックス	LPC3H15	×		約25000ページ	定着ユニット	LPC3TCU15	×		約100000ページ
消耗品 (LP-S9070)				備考																																								
ETカートリッジ ブラック	LPC3T36K	×	1	約22400ページ																																								
ETカートリッジ シアン	LPC3T36C	×	1	約19100ページ																																								
ETカートリッジ マゼンダ	LPC3T36M	×	1	約19100ページ																																								
ETカートリッジ イエロー	LPC3T36Y	×	1	約19100ページ																																								
感光体ユニット	LPC3K15	×		約40000ページ																																								
廃トナーボックス	LPC3H15	×		約25000ページ																																								
定着ユニット	LPC3TCU15	×		約100000ページ																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">消耗品 (LP-M8170A)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ETカートリッジ ブラック</td> <td>LPC3T31K</td> <td>×</td> <td></td> <td>約4900ページ</td> </tr> <tr> <td>ETカートリッジ シアン</td> <td>LPC3T31C</td> <td>×</td> <td></td> <td>約6500ページ</td> </tr> <tr> <td>ETカートリッジ マゼンダ</td> <td>LPC3T31M</td> <td>×</td> <td></td> <td>約6500ページ</td> </tr> <tr> <td>ETカートリッジ イエロー</td> <td>LPC3T31Y</td> <td>×</td> <td></td> <td>約6500ページ</td> </tr> <tr> <td>感光体ユニットカラー</td> <td>LPC3K17</td> <td>×</td> <td></td> <td>約24000ページ (各色分必要)</td> </tr> <tr> <td>感光体ユニットモノクロ</td> <td>LPC3K17K</td> <td>×</td> <td></td> <td>約24000ページ</td> </tr> <tr> <td>廃トナーボックス</td> <td>LPC3H17</td> <td>×</td> <td></td> <td>約24000ページ</td> </tr> </tbody> </table>					消耗品 (LP-M8170A)				備考	ETカートリッジ ブラック	LPC3T31K	×		約4900ページ	ETカートリッジ シアン	LPC3T31C	×		約6500ページ	ETカートリッジ マゼンダ	LPC3T31M	×		約6500ページ	ETカートリッジ イエロー	LPC3T31Y	×		約6500ページ	感光体ユニットカラー	LPC3K17	×		約24000ページ (各色分必要)	感光体ユニットモノクロ	LPC3K17K	×		約24000ページ	廃トナーボックス	LPC3H17	×		約24000ページ
消耗品 (LP-M8170A)				備考																																								
ETカートリッジ ブラック	LPC3T31K	×		約4900ページ																																								
ETカートリッジ シアン	LPC3T31C	×		約6500ページ																																								
ETカートリッジ マゼンダ	LPC3T31M	×		約6500ページ																																								
ETカートリッジ イエロー	LPC3T31Y	×		約6500ページ																																								
感光体ユニットカラー	LPC3K17	×		約24000ページ (各色分必要)																																								
感光体ユニットモノクロ	LPC3K17K	×		約24000ページ																																								
廃トナーボックス	LPC3H17	×		約24000ページ																																								
・ 機器製造会社のマニュアル等による指定基準があれば、あわせて実施すること。																																												

7 プリンタ (CANON LBP-9500C)

システム名	設計積算印字装置			
点検項目	保全内容	基準	測定器	点検周期
清掃	定着器 (1) 排紙ガイド (2) 分離爪 (3) 入口ガイド	ほこり、ごみ等を除去すること	イソプロピルアルコール	年1回
	給紙ローラ (1) 分離パッド (2) カセット給紙ローラ部 (3) レジストローラ部	清掃すること	目視	
総合確認	各操作画面においての動作確認 (1) テストプリント (2) 設定内容 (3) トータル枚数確認	異常のないこと	目視	年1回

備考

下表のとおり消耗品を準備すること。

消耗品 (CANON LBP-9500C)		備考
トナーカートリッジ 322 II (ブラック)	× 2	約13,000ページ
トナーカートリッジ 322 II (シアン)	× 1	約15,000ページ
トナーカートリッジ 322 II (マゼンタ)	× 1	約15,000ページ
トナーカートリッジ 322 II (イエロー)	× 1	約15,000ページ
FUSER UNIT UM-722FA	×	約150,000ページ
ITB UNIT UM-722I	×	約150,000ページ
回収トナーボックス WT-722	×	約150,000ページ

- ・ 機器製造会社のマニュアル等による指定基準があれば、あわせて実施すること

8 警察交通安全施設下位装置、端末対応装置Ⅱ				
システム名	下位装置			
点検項目	保全内容	基準	測定器	点検周期
清掃	各部の清掃	ほこり、ごみ等を除去すること	目視	4ヶ月毎
外観点検	ユニット、コネクタ等の差込み及び締付けの点検	異常のないこと	目視	4ヶ月毎
機構部の点検	スイッチ、ランプ、ファン等を点検する	異常のないこと	目視	4ヶ月毎
電源電圧の測定	入力電圧、出力電圧を測定する	入力電圧 $AC100V \pm 10V$ 電源部 $+12V \pm 0.6V$ $-12V \pm 0.6V$ 符号送信用電源 $+48V \pm 2V$ $-48V \pm 2V$	電圧計	4ヶ月毎
機能部の点検	(1) 600Ω 負荷で送信出力レベルを測定する	送信出力レベル $-6 \pm 2\text{dbm}$	レベルメータ	年1回
	(2) 600Ω 負荷で受信入力レベルを測定する	受信入力レベル $-6 \sim 40\text{dbm}$		
周波数の測定	600Ω 負荷で送信周波数を測定する	「A」 : $700 \pm 10\text{Hz}$ 「Z」 : $500 \pm 10\text{Hz}$	周波数カウンタ	年1回
動作確認	システムの総合動作確認をする	正常動作すること	目視	年1回
備考 ・ 機器製造会社のマニュアル等による指定基準があれば、あわせて実施すること ・ 下位装置等に收容されているサーバ、情報提供部、ルータ等は点検周期時のうち、年1回はハードウェア、ソフトウェアの点検を行うこと。				

9 HMI装置 6台				
システム名	交通管制卓、事務室、機械室、放送室			
点検項目	保全内容	基準	測定器	点検周期
清掃	(1) 各部の清掃	ほこり、ごみ等を除去すること	目視	年1回
	(2) ファンの清掃			
外観点検	ユニット、コネクタ等の差込及び締付けの点検	異常のないこと	目視	年1回
機構部の点検	(1) スイッチ、ファン等を点検する	異常のないこと	目視	年1回
	(2) 動作LEDの確認	ユーザガイドに記載される正常動作のとおりLEDが点灯していること	目視	年1回
ハードウェア	(1) ハードディスク容量	ハードディスクの使用領域が全体の70%以下であること	OS操作による目視	年1回
	(2) メモリ容量	メモリ（システムキャッシュ）の使用領域が全体の70%以下で安定動作していること	OS操作による目視	年1回
ソフトウェア	(1) OSに関するログの確認1（システム） ・システムログの確認	異常に関する情報がないこと	OS操作による目視	年1回
	(2) OSに関するログの確認2（アプリケーション） ・アプリケーションログの確認	異常に関する情報がないこと	OS操作による目視	年1回
	(3) OS稼働状況の確認（タスクマネージャ） ・起動しているタスクの確認	CPU及びメモリ占有率が50%を越えているタスクがないこと	OS操作による目視	年1回
	(4) アプリケーションの動作確認	・HMI装置と機器異常状況が一致していること ・各照会画面が閲覧できること（介入動作を除く） ・機器監視装置と機器異常状況が一致していること	AP操作による目視	年1回
備考	<p>・機器製造会社のマニュアル等による指定基準があれば、あわせて実施すること</p>			

10 機器監視表示部 2台				
システム名	機器監視装置			
点検項目	保全内容	基準	測定器	点検周期
清掃	各部の清掃	ほこり、ごみ等を除去すること	目視	年1回
外観点検	コネクタ等の差込及び締付けの点検	異常のないこと	目視	年1回
ハードウェア	(1) ディスプレイ	機器監視サーバのデスクトップが表示されること	目視	年1回
	(2) マウス、キーボード	サーバー操作ができること	OS操作による目視	年1回
ソフトウェア	アプリケーションの動作確認	HMI装置と機器異常状況が一致していること	AP操作による目視	年1回
<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機器製造会社のマニュアル等による指定基準があれば、あわせて実施すること 				

11 交通管制卓				
システム名	管制卓 1, 2			
点検項目	保全内容	基準	測定器	点検周期
清掃	(1) 各部の清掃	ほこり、ごみ等を除去すること	目視	年1回
	(2) ファンの清掃			
外観点検	(1) 外観の点検	管制卓の上面、前面、背面及び側面にひび割れなどの異常のないこと	目視	年1回
	(2) ユニット、コネクタ等の差込及び締付けの点検	異常のないこと	目視	年1回
機構部の点検	スイッチ、ファン等を点検する	異常のないこと	目視	年1回
電源電圧の測定	入力電源を測定する	AC100V : 100±10V	電圧計	年1回
消費電力の測定	電流値を測定し、消費電力を算出する	管制卓 1, 2 (UPS系・商用系) 全て3.0kVA以下	電流計	年1回
ラジオ受信部	(1) ユニット、コネクタ等の差込及び締付けの点検	異常のないこと	目視	年1回
	(2) FM部	FM放送を受信できること	聴取	年1回
	(3) AM部	AM放送を受信できること	聴取	年1回
	(4) オーディオ部	音量を調節できること	聴取	年1回
	(5) 共通部	時計表示を国際標準時刻（交通状況表示板の時刻表示）と合わせる	目視及び設定	年1回
備考 ・ 機器製造会社のマニュアル等による指定基準があれば、あわせて実施すること				

12 映像分配器 11台				
システム名	機械室			
点検項目	保全内容	基準	測定器	点検周期
清掃	各部の清掃	ほこり、ごみ等を除去すること	目視	年1回
外観点検	ケーブル、コネクタ等の傷汚れ及び差込み締付け点検	異常のないこと	目視	年1回
<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機器製造会社のマニュアル等による指定基準があれば、あわせて実施すること 				

13 接続装置 1～8				
システム名	接続装置			
点検項目	保全内容	基準	測定器	点検周期
清掃	各部の清掃	ほこり、ごみ等を除去すること	目視	6ヶ月毎
外観点検	LANケーブル、コネクタ等の傷汚れ及び差込み締付け点検	異常のないこと	目視	6ヶ月毎
モニタリング	各LAN装置のトラフィック及びCPU負荷がモニタリングできること	LAN監視装置による確認	目視	6ヶ月毎
障害通知	障害発生時、障害情報を外部出力すること	PIOポートからの接点出力で確認	目視	6ヶ月毎
電源電圧の測定	入力電圧を測定する	規定値内であること	電圧計	6ヶ月毎

備考

- ・ 機器製造会社のマニュアル等による指定基準があれば、あわせて実施すること

14 ルータ（各ミニセンター、対国交省）、広域イーサスイッチ（各ミニセンター）、ファイアウォール				
システム名	接続装置			
点検項目	保全内容	基準	測定器	点検周期
清掃	各部の清掃	ほこり、ごみ等を除去すること	目視	年1回
外観点検	ケーブル、コネクタ等のキズ汚れ及び差込み締付け点検	異常のないこと	目視	年1回
電源電圧の測定	入力電圧を測定する	規定値内であること	電圧計	年1回
ランプ確認	接続ランプ等の確認	異常のないこと	目視	年1回
備考				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 機器製造会社のマニュアル等による指定基準があれば、あわせて実施すること 				

15 無線制御部				
システム名	無線制御部装置			
点検項目	保全内容	基準	測定器	点検周期
外観点検	ユニット、コネクタ等の差込み、及び締付けの点検	異常のないこと	目視	年1回
機構部の点検	スイッチ、ランプ、ファン等を点検する	異常のないこと	目視	年1回
電源電圧の測定	入力電圧、出力電圧を測定する	規定値内であること	電圧計	年1回
ランプ確認	回線、リモコン、メインユニットのランプ確認	異常のないこと	目視	年1回
清掃	各部の清掃	ほこり、ごみ等を除去すること	目視	年1回
備考				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 機器製造会社のマニュアル等による指定基準があれば、あわせて実施すること 				

16 無線操作部				
システム名	無線制御部装置			
点検項目	保全内容	基準	測定器	点検周期
無線電話操作部の機能点検	(1) 無線受信時、受信ランプが点灯すること	異常のないこと	目視	年1回
	(2) 無線受信時、信号レベルに応じてレベルメータが変動すること			
	(3) 1系から5系を共通スピーカで常時モニタできること			
	(4) 系選択スイッチで選択した系をスピーカでモニタできること			
	(5) 系選択スイッチで任意の1通信系を選択し無線回線と相互通話できること			
	(6) ヘッドホンにて1系、2系、共通系及び高速系の無線回線をモニタできること			
	(7) 系選択した場合、スイッチで選択した系以外の通信系がスピーカでモニタできないこと			
	(8) スピーカ断スイッチを押すことによりスピーカでモニタできないこと			
電源電圧の測定	入力電圧の測定	規定値内であること	電圧計	年1回
清掃	各部の清掃	ほこり、ごみ等を除去すること	目視	年1回
備考				
・ 機器製造会社のマニュアル等による指定基準があれば、あわせて実施すること				

17 交通状況表示板関係機器				
点検項目	保全内容	基準	測定器	点検周期
マルチスクリーン表示用プロジェクタ				
表示部性能点検	ホワイト、基準信号（カラーバー）及び端末信号等を表示し、色の差について点検し調整する	正常表示すること	目視	年1回
接続部等の点検	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態を確認する	緩み、歪み、欠品の有無を確認すること	目視	年1回
機器本体の清掃等	(1) 外観、内側、意匠の汚れ、埃及び傷の有無について点検し清掃する	ほこり、ごみ等を除去すること	目視	年1回
	(2) 機器内外を清掃する			
	(3) ネジ、ボルト、ナット等の緩み、抜け等の有無を点検する。機器の取付け状態を確認し、がたつき等がないか確認する。	取付ガタ、歪みがないこと	目視、触診	年1回
映像入力確認	マルチスクリーン映像表示メニューで各入力ソースボタンを選択したとき、任意のITVモニタに映像が出力されることを確認する。また音声ソースについてもスピーカに出力されることを確認する。	異常のないこと	目視	年1回
映像出力確認	マルチスクリーン映像表示及び映像音声制御メニューで各出力に選択した任意の映像が表示されることを確認する。	異常のないこと	目視	年1回
その他システム				
KVMスイッチ	指令端末とHMI端末2をKVMスイッチ切替によりマウス・キーボードで操作できること。また、モニタに正常に表示されること。	異常のないこと	目視	年1回
時計表示部	時計表示部は常時表示とし、表示内容は「年/月/日/曜日/時/分/秒」であること。文字色が初期設定のとおりであること。	異常のないこと	目視	年1回
スピーカ	音量調整欄でボタンによりスピーカの音量を調整できること。また消音ボタンを押すと、スピーカを消音状態（音量が0）になること。	異常のないこと	目視	年1回
HDD/BDレコーダ	(1) 一般テレビ放送や共聴映像の録画及び再生ができること。また操作画面のHDD/BDレコーダボタンからHDD/BDレコーダ操作画面が開き、HDD/BDレコーダ操作ができること。	異常のないこと	目視	年1回
	(2) 録画及び再生操作は、表示制御端末の操作アプリケーションから行えること。			
長時間録画装置	交通監視用テレビカメラの録画が可能であること。	異常のないこと	目視	年1回
放送中表示板	(1) 放送ブース内設置のスイッチ操作により、“放送中”が表示になるか確認	異常のないこと	目視	年1回
	(2) スイッチ1～4のいずれかで操作を行った時、点灯/消灯は操作を行ったスイッチのみに反映されるか確認			
備考 ・ 機器製造会社のマニュアル等による指定基準があれば、あわせて実施すること				

18 入退室管理システム				
点検項目	保全内容	基準	測定器	点検周期
各装置共通				
装置外観の確認	有害な傷、汚れ、凹み等ないこと。	異常のないこと	目視	年1回
ケーブル接続状態確認	ケーブル接続に緩みがないこと。	異常のないこと	目視	年1回
設置状態確認	設置状態に問題がないこと。	異常のないこと	目視	年1回
清掃	機器の外表面清掃	ほこり、ごみ等を除去すること	目視	年1回
入退室管理装置				
イベントビューアー	システム上にハード異常を示すイベントがないこと。	異常のないこと	目視	年1回
LAN通信確認	ping 応答により管理サーバと認証端末間のLAN通信状態を確認する。	異常のないこと	目視	年1回
全認証端末の状態表示確認	全認証端末の状態表示が正常であること。	異常のないこと	AP操作による目視	年1回
一回解錠操作	遠隔による一回解錠操作ができること。	異常のないこと	AP操作による目視	年1回
履歴確認	履歴情報に異常がないこと。	異常のないこと	AP操作による目視	年1回
I/Oボックス (AIO-730)				
入力電圧確認	CTB1の入力電圧がAC100V±5%の範囲にあること。 TB-P端子の入力電圧がDC26V±5%の範囲にあること。	異常のないこと	電圧計	年1回
電源投入起動確認	異常表示LEDが消灯していること。 電源表示LEDが緑色点灯すること。	異常のないこと	目視	年1回
認証装置 (FVA-100-JL)				
LED診断	赤のみ点灯(左、中、右)、緑のみ点灯(左、中)、青のみ点灯(右)、全点灯、全消灯を確認する。	異常のないこと	目視	年1回
指静脈読取診断	静脈読み取りが成功すること。	異常のないこと	目視	年1回
LCD診断	市松模様→反転→全LED消灯→全LED点灯が切り替わること。	異常のないこと	目視	年1回
電源投入起動確認	認証端末のLEDは以下点滅/点灯すること。 施錠/解錠LED(左):消灯→赤→消灯 認証結果LED(中央):消灯→橙→消	異常のないこと	目視	年1回
認証確認	認証操作後、鍵が解錠すること。	異常のないこと	目視	年1回
備考				
<ul style="list-style-type: none"> ・機器製造会社のマニュアル等による指定基準があれば、あわせて実施すること ・ウイルス対策ソフトのパターンファイル更新は月1回実施すること 				

19 セキュリティカメラ				
点検項目	保全内容	基準	測定器	点検周期
各装置共通				
清掃	外装確認及び清掃	ほこり、ごみ等を除去すること	目視	年1回
セキュリティカメラ				
状態確認	ログイン確認、日付・時刻確認、画像状態確認	異常のないこと	A P 操作による目視	年1回
セキュリティカメラ用録画装置				
ランプ状態	各ランプ状態の確認	異常のないこと	目視	年1回
外観点検	接続ケーブルの接続状態確認、ラックマウントの状態確認	異常のないこと	目視	年1回
入力電圧確認	入力電圧を測定する	異常のないこと	電圧計	年1回
操作確認	操作端末からのショートカット確認、ログイン確認	異常のないこと	A P 操作による目視	年1回
P o EスイッチングHUB				
ランプ状態	各ランプ状態の確認	異常のないこと	目視	年1回
外観点検	接続ケーブルの接続状態確認	異常のないこと	目視	年1回
備考				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 機器製造会社のマニュアル等による指定基準があれば、あわせて実施すること 				

20 交通監視用テレビカメラ中央装置（アナログ系）				
システム名	交通監視用テレビカメラ中央装置（アナログ系）			
点検項目	保全内容	基準	測定器	点検周期
電源電圧の測定	出力電圧の測定	規定値内であること	電圧計	年1回
レベル測定	映像分配器レベルの測定	規定値内であること	レベル計	年1回
切替動作	リレー等の切替動作が確実であることを点検する	異常なく動作すること	目視	年1回
総合動作	操作端末により各操作を行い全動作を確認する	異常なく動作すること	目視	年1回
清掃	各部の清掃	異常なく動作すること	目視	年1回
外観点検	ユニット、コネクタ等の差込み及び締付けの点検	異常のないこと	目視	年1回
備考				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 機器製造会社のマニュアル等による指定基準があれば、あわせて実施すること 				

21 交通監視用テレビカメラ中央装置（IP系）				
点検項目	保全内容	基準	測定器	点検周期
カメラ管理サーバ（RX1330M3）				
動作点検	OSが正常に起動し、使用するソフト等が問題なく動作することを確認する。	異常が無いこと	目視	年1回
17型コンソールモニタ（PY-R1DP1）				
モニタ表示の確認	液晶画面が正常に表示されることを確認する	異常が無いこと	目視	年1回
輝度、コントラスト	輝度・コントラストが規格の表示がされているか確認する。	異常が無いこと	目視	年1回
画像歪み	画像に歪みがないことを確認する。	異常が無いこと	目視	年1回
画像蓄積装置（SR-N5340）				
録画確認	録画検索にて正常に録画されていることを確認する。	異常が無いこと	PC	年1回
設定の確認	WEBページにて録画設定が正常にできることを確認する。	異常が無いこと	PC	年1回
諸機能確認	再生・巻き戻し・早送り・ダウンロード等の諸機能動作を確認する。	異常が無いこと	PC	年1回
L3-SW（WS-C3650-24TSE-S）、ルータ（C891FJ-K9）				
伝送状況	ポートが正常にリンク点滅していることを確認する。	異常が無いこと	目視	年1回
WEBデコーダ（PT-IP2500R）				
伝送状況	ポートが正常にリンク点滅していることを確認する。	異常が無いこと	目視	年1回
設定確認	メニュー設定の内容が仕様にあっていることを確認する	異常が無いこと	目視	年1回
映像分配器（DA-28、PRD-101）				
映像の確認	デコーダの映像が正常に分配されていることを確認する。	異常が無いこと	モニタ	年1回
マトリックススイッチャ（SWX-3232）				
映像の確認	映像表示が正常に切り替えられていることを確認する。	異常が無いこと	モニタ、PC	年1回
NTPサーバ（SN-1010）				
伝送状況	ポートが正常にリンク点滅していることを確認する。	異常が無いこと	目視	年1回
設定確認	メニュー設定の内容が仕様にあっていることを確認する。	異常が無いこと	目視	年1回
共通項目				
表示の確認	前面LED表示が正常に表示されていることを確認する。	異常が無いこと	目視	年1回
ケーブル、接栓、ねじの締め付け	ケーブルの破損・端末処理の不具合・接栓の緩み・ネジの締め付け等を確認する。	異常が無いこと	目視、触診	年1回
外観点検	取付け状態、破損・欠損を確認する。	異常が無いこと	目視	年1回
備考				
・ 機器製造会社のマニュアル等による指定基準があれば、あわせて実施すること				

22 本配線盤				
システム名	本配線盤（MDF）			
点検項目	保全内容	基準	測定器	点検周期
清掃	ケーブルラック、架等を清掃する	ほこり、ごみ等を除去すること	目視	年1回
局内ケーブル取付方法の点検	局内ケーブルの取付状態を点検する	標準実施方法による	目視	年1回
ジャンパー線布設方法の点検	ジャンパー線の布設状態を点検する	標準実施方法による	目視	年1回
端子名の点検	端子名と名称札とが一致していることを点検する	端子名が一致していること	目視	年1回
備考 ・ 回線等の詳細にあつては、付表1 MDF回線一覧表のとおり ・ 機器製造会社のマニュアル等による指定基準があれば、あわせて実施すること				

MDF回線一覧表

端末対応装置回線番号	専用回線ID番号	端末名称(管制システム上)	接続先下位装置	備考
1	180-200296	和田坂本	端末対応装置Ⅱ	
2	180-200338	石川T字路	端末対応装置Ⅱ	
3	180-200295	秋田森林管理署前	端末対応装置Ⅱ	
4	180-200294	和田駅入口	端末対応装置Ⅱ	
5	182-101363	古野入口	端末対応装置Ⅱ	
8	182-103418	仁井田新田	端末対応装置Ⅱ	
9	180-402976	仁井田小学校入口	端末対応装置Ⅱ	
11	182-104691	大野入口	端末対応装置Ⅱ	
13	180-402973	大住入口	端末対応装置Ⅱ	
14	180-402972	牛島西二丁目	端末対応装置Ⅱ	
16	180-400431	卸団地入口	端末対応装置Ⅱ	
18	180-400429	茨島	端末対応装置Ⅱ	
19	180-400466	茨島1丁目	端末対応装置Ⅱ	
20	180-400437	若葉町	端末対応装置Ⅱ	
21	180-400458	川尻大川町	端末対応装置Ⅱ	
22	180-400459	工業団地入口	端末対応装置Ⅱ	
24	180-400443	臨海十字路	端末対応装置Ⅱ	
25	181-100577	御所野ニュータウン入口	端末対応装置Ⅱ	
26	182-101108	市立体育館前	端末対応装置Ⅱ	
27	181-100030	トヨタカーラ本社前	端末対応装置Ⅱ	
28	181-100031	日産部品販売前	端末対応装置Ⅱ	
29	181-100032	秋田くみあい運輸前	端末対応装置Ⅱ	
30	181-100034	マルタカ運輸入口	端末対応装置Ⅱ	
31	181-100033	出光興産前	端末対応装置Ⅱ	
32	181-100035	北日本くみあい飼料前	端末対応装置Ⅱ	
33	180-400476	港大橋前	端末対応装置Ⅱ	
34	180-403056	相染跨線橋北	端末対応装置Ⅱ	
35	180-200293	中央公園入口	端末対応装置Ⅱ	
36	186-111579	穀丁入口	端末対応装置Ⅱ	
37	180-403055	飯島三差路	端末対応装置Ⅱ	
38	180-403054	北港入口	端末対応装置Ⅱ	
39	186-104189	新城踏切	端末対応装置Ⅱ	
41	182-101102	五十嵐洋品店前	端末対応装置Ⅱ	
42	182-101103	ホームセンターコメリ前	端末対応装置Ⅱ	
43	180-403079	緑ヶ丘病院入口	端末対応装置Ⅱ	
44	182-101105	ビーギャル前	端末対応装置Ⅱ	
45	182-101104	安田水産前	端末対応装置Ⅱ	
46	182-101106	中野三区バス停前	端末対応装置Ⅱ	
47	186-104121	昭和八丁目	端末対応装置Ⅱ	
48	186-104119	昭和男鹿半島IC前	端末対応装置Ⅱ	
49	180-403034	館ノ丸	端末対応装置Ⅱ	
50	180-402999	新屋扇町市営住宅西	端末対応装置Ⅱ	
51	180-403001	新屋駅入口	端末対応装置Ⅱ	
52	180-402998	新屋桜橋西	端末対応装置Ⅱ	
53	180-403028	西中学校前	端末対応装置Ⅱ	
54	180-403000	新屋石油前	端末対応装置Ⅱ	
55	180-403029	秋田大橋南	端末対応装置Ⅱ	

MDF回線一覧表

端末対応装置回線番号	専用回線ID番号	端末名称(管制システム上)	接続先下位装置	備考
56	180-400493	山王五丁目	端末対応装置Ⅱ	
57	182-101107	今村病院前	端末対応装置Ⅱ	
58	180-400432	秋田大橋北	端末対応装置Ⅱ	
60	180-400430	川元小川町	端末対応装置Ⅱ	
61	180-400436	旭南一丁目	端末対応装置Ⅱ	
62	180-400464	川尻十字路	端末対応装置Ⅱ	
63	180-400449	市立病院入口	端末対応装置Ⅱ	
64	180-400448	キングタクシー本社前	端末対応装置Ⅱ	
66	180-400447	鉄砲町	端末対応装置Ⅱ	
67	180-400460	通町西	端末対応装置Ⅱ	
68	180-400456	高陽幸町	端末対応装置Ⅱ	
69	181-100036	秋田鉄鋼埠頭前	端末対応装置Ⅱ	
70	180-400463	新川向	端末対応装置Ⅱ	
71	180-400462	八橋鯨沼町	端末対応装置Ⅱ	
72	180-400455	八橋大畑	端末対応装置Ⅱ	
73	180-400461	操車場入口	端末対応装置Ⅱ	
74	180-400477	日産サテオ前	端末対応装置Ⅱ	
76	182-101101	野村	端末対応装置Ⅱ	
77	180-400504	交通機動隊前	端末対応装置Ⅱ	
78	180-400498	玉木歯科前	端末対応装置Ⅱ	
79	180-400454	児童会館前	端末対応装置Ⅱ	
81	182-104692	パブリ前	端末対応装置Ⅱ	
82	180-400482	蛭根	端末対応装置Ⅱ	
84	180-400446	運動公園前	端末対応装置Ⅱ	
85	180-400442	県庁西	端末対応装置Ⅱ	
87	180-400452	繁田園前	端末対応装置Ⅱ	
88	180-400438	日銀秋田支店前	端末対応装置Ⅱ	
90	180-402987	北都銀行本店前	端末対応装置Ⅱ	
91	180-400441	県庁第二庁舎前	端末対応装置Ⅱ	
92	180-402989	市民市場入口	端末対応装置Ⅱ	
93	180-402988	秋田センタービル前	端末対応装置Ⅱ	
94	180-402990	秋田駅前	端末対応装置Ⅱ	
95	180-402997	秋田駅前北	端末対応装置Ⅱ	
96	180-402983	久保田町	端末対応装置Ⅱ	
97	180-402984	千秋公園入口	端末対応装置Ⅱ	
98	180-400445	大町五丁目	端末対応装置Ⅱ	
99	182-103419	木内前	端末対応装置Ⅱ	
101	180-400494	キャッスルホテル前	端末対応装置Ⅱ	
102	181-100028	東通仲町	端末対応装置Ⅱ	
103	180-400507	社会福社会館前	端末対応装置Ⅱ	
104	180-403002	岩手銀行前	端末対応装置Ⅱ	
105	180-403014	郵便貯金秋田センター前	端末対応装置Ⅱ	
106	186-116574	秋田空港入口	端末対応装置Ⅱ	
107	186-115862	イオン秋田東	端末対応装置Ⅱ	
108	186-115863	イオン秋田西	端末対応装置Ⅱ	
109	186-114138	街道東	端末対応装置Ⅱ	
110	186-114136	御野場八丁目	端末対応装置Ⅱ	
111	186-114137	県住御野場入口	端末対応装置Ⅱ	

MDF回線一覧表

端末対応装置回線番号	専用回線ID番号	端末名称(管制システム上)	接続先下位装置	備考
112	186-104115	マルダイ御野場店前	端末対応装置Ⅱ	
113	186-104116	秋田南大橋南端	端末対応装置Ⅱ	
114	180-403023	東部ガス前	端末対応装置Ⅱ	
115	180-403004	刈穂橋東	端末対応装置Ⅱ	
116	180-403030	牛島東五丁目	端末対応装置Ⅱ	
117	180-403036	秋銀牛島支店前	端末対応装置Ⅱ	
118	180-403007	新屋敷小路入口	端末対応装置Ⅱ	
119	180-403008	牛島郵便局前	端末対応装置Ⅱ	
120	180-403010	樽山南中町	端末対応装置Ⅱ	
121	180-403003	樽山登町	端末対応装置Ⅱ	
122	180-400473	杉山博進堂前	端末対応装置Ⅱ	
123	180-403006	仕出し田中屋前	端末対応装置Ⅱ	
124	180-403005	樽山郵便局前	端末対応装置Ⅱ	
125	180-403021	樽山佐竹町	端末対応装置Ⅱ	
126	180-403031	築地下丁	端末対応装置Ⅱ	
127	180-403019	岡田医院前	端末対応装置Ⅱ	
128	180-400475	大和生命秋田ビル	端末対応装置Ⅱ	
129	180-403048	東小学校西	端末対応装置Ⅱ	
130	180-403047	秋田駅東入口	端末対応装置Ⅱ	
131	180-403037	東小学校前	端末対応装置Ⅱ	
132	180-403020	東通明田	端末対応装置Ⅱ	
133	182-103421	中央道路東入口	端末対応装置Ⅱ	
135	182-109756	ホームマック広面店前	端末対応装置Ⅱ	
136	182-103420	城東歯科クリニック前	端末対応装置Ⅱ	
137	181-100579	手形田中	端末対応装置Ⅱ	
138	181-100578	からみでん	端末対応装置Ⅱ	
139	186-117610	秋田駅東口広場前	端末対応装置Ⅱ	
140	180-403013	天徳寺前	端末対応装置Ⅱ	
141	182-114108	外旭川大畑	端末対応装置Ⅱ	
142	182-114107	うえたスーパー前	端末対応装置Ⅱ	
144	180-402991	通町橋	端末対応装置Ⅱ	
145	182-114106	外旭川松崎	端末対応装置Ⅱ	
146	180-400497	通町丁字路	端末対応装置Ⅱ	
147	180-400465	イーホテル前	端末対応装置Ⅱ	
148	180-400492	濱島医院前	端末対応装置Ⅱ	
150	182-100064	泉下ノ町	端末対応装置Ⅱ	
151	180-403009	鷹匠橋東	端末対応装置Ⅱ	
152	180-400468	たばこ協同組合前	端末対応装置Ⅱ	
153	181-100580	濁川入口	端末対応装置Ⅱ	
154	181-100027	秋大附属小学校前	端末対応装置Ⅱ	
155	180-400496	片岡医院前	端末対応装置Ⅱ	
156	180-400495	保戸野八丁西	端末対応装置Ⅱ	
157	182-100066	NTT-ME前	端末対応装置Ⅱ	
158	180-400499	南浜	端末対応装置Ⅱ	
159	180-400470	秋銀山王支店前	端末対応装置Ⅱ	
160	180-400505	秋田科学物産前	端末対応装置Ⅱ	
161	180-400503	川元山下町	端末対応装置Ⅱ	
162	180-400471	サーパス山王けやき通り前	端末対応装置Ⅱ	

MDF回線一覧表

端末対応装置回線番号	専用回線ID番号	端末名称(管制システム上)	接続先下位装置	備考
163	180-400472	市町村会館前	端末対応装置Ⅱ	
164	186-107891	秋田消防署前	端末対応装置Ⅱ	
165	180-400488	八橋一里塚	端末対応装置Ⅱ	
166	186-108112	宮ペン工業前	端末対応装置Ⅱ	
167	180-400491	高陽青柳町	端末対応装置Ⅱ	
168	180-400489	山王中園町	端末対応装置Ⅱ	
169	180-400490	山王沼田町	端末対応装置Ⅱ	
170	186-108113	やばせ橋東	端末対応装置Ⅱ	
171	180-400487	一本松	端末対応装置Ⅱ	
172	180-403035	日吉町	端末対応装置Ⅱ	
173	182-100065	泉道田	端末対応装置Ⅱ	
175	180-400478	新屋船場町	端末対応装置Ⅱ	
176	180-400486	朝日団地入口	端末対応装置Ⅱ	
177	180-400500	豊町西	端末対応装置Ⅱ	
178	180-400451	新川橋	端末対応装置Ⅱ	
179	182-100060	勝平新橋南	端末対応装置Ⅱ	
180	182-100061	たけや製パン前	端末対応装置Ⅱ	
181	182-100062	西東北日野自動車前	端末対応装置Ⅱ	
182	182-100063	臨海大橋東	端末対応装置Ⅱ	
183	180-400501	県立球場入口	端末対応装置Ⅱ	
184	180-400502	秋田カントリー入口	端末対応装置Ⅱ	
185	180-403073	五十嵐病院前	端末対応装置Ⅱ	
186	180-403074	土崎駅入口	端末対応装置Ⅱ	
187	180-403075	もてぎ理容店前	端末対応装置Ⅱ	
188	180-403076	中央三丁目五差路	端末対応装置Ⅱ	
189	180-403077	真崎医院前	端末対応装置Ⅱ	
190	180-403078	ひやくすい歯科入口	端末対応装置Ⅱ	
191	182-100068	土崎中学校入口	端末対応装置Ⅱ	
192	182-100067	鈴新商店前	端末対応装置Ⅱ	
193	180-403072	伊藤商店前	端末対応装置Ⅱ	
194	186-119659	中央道旭北口	端末対応装置Ⅱ	
195	186-119660	中央道駅東口	端末対応装置Ⅱ	
197	180-403051	日赤入口	端末対応装置Ⅱ	
198	186-127737	半田葬儀社前	端末対応装置Ⅱ	
225	180-200316	和田小学校入口	端末対応装置Ⅱ	
226	180-403026	御所野	端末対応装置Ⅱ	
227	180-200312	古野北側	端末対応装置Ⅱ	
228	180-403045	目長田跨線橋西	端末対応装置Ⅱ	
229	186-114757	御所野ショッピングセンター前	端末対応装置Ⅱ	
230	180-403017	千秋トンネル東	端末対応装置Ⅱ	
231		能代橋南 北側上り	端末対応装置Ⅱ	
233	180-400434	古川添西側(画像)	端末対応装置Ⅱ	
234	181-100046	千秋城下町南側	端末対応装置Ⅱ	
236	180-403071	港大橋北側	端末対応装置Ⅱ	
237	180-403024	与左工門川原南	端末対応装置Ⅱ	
238	180-400481	臨海十字路北側	端末対応装置Ⅱ	
239	180-400480	上北手百崎	端末対応装置Ⅱ	
240	186-126732	八橋一里塚南側	端末対応装置Ⅱ	

MDF回線一覧表

端末対応装置回線番号	専用回線ID番号	端末名称(管制システム上)	接続先下位装置	備考
241	180-403033	手形山崎	端末対応装置Ⅱ	
242	180-200314	追分南側	端末対応装置Ⅱ	
243	180-400479	港大橋南側	端末対応装置Ⅱ	
245	180-403070	飯島三差路北側	端末対応装置Ⅱ	
246	180-403032	古四王神社前	端末対応装置Ⅱ	
247	186-101844	天王跨線橋北側	端末対応装置Ⅱ	
248	180-200291	金足北野	端末対応装置Ⅱ	
250	186-115864	南浜東側	端末対応装置Ⅱ	
251	180-402977	浜田館の丸	端末対応装置Ⅱ	
252	180-403011	雄物新橋南側	端末対応装置Ⅱ	
253	182-109757	穀丁入口	端末対応装置Ⅱ	
254	182-109758	目長田跨線橋東側	端末対応装置Ⅱ	
255	186-108964	交通流データ 仁井田	端末対応装置Ⅱ	
256	186-108963	交通流データ 金足	端末対応装置Ⅱ	
257	186-104451	光情送 石川T字路西側	端末対応装置Ⅱ	
258	186-104453	光情送 中央公園入口南側	端末対応装置Ⅱ	
259	186-104455	光情送 古野入口東側	端末対応装置Ⅱ	
260	186-104457	光情送 御所野ニュータウン入口西側	端末対応装置Ⅱ	
261	186-111590	光情送 横山立体交差下南側	端末対応装置Ⅱ	
262	186-111589	光情送 横山立体交差下北側	端末対応装置Ⅱ	
263	186-115826	光情送 マルダイ御野場店東南側	端末対応装置Ⅱ	
264	186-115825	光情送 マルダイ御野場店西北側	端末対応装置Ⅱ	
265	186-111591	光情送 城東十字路北側	端末対応装置Ⅱ	
266	186-111592	光情送 城東十字路南側	端末対応装置Ⅱ	
267	186-111593	光情送 堤敷北側	端末対応装置Ⅱ	
268	186-111594	光情送 堤敷南側	端末対応装置Ⅱ	
269	186-118918	光情送 手形大橋南	端末対応装置Ⅱ	
270	186-118915	光情送 からみでん	端末対応装置Ⅱ	
271	186-117611	光情送 添川地の内	端末対応装置Ⅱ	
272	186-117612	光情送 外旭川小谷地東側	端末対応装置Ⅱ	
273	186-117613	光情送 外旭川小谷地西側	端末対応装置Ⅱ	
274	186-118905	光情送 ナイス前	端末対応装置Ⅱ	
275	186-118906	光情送 秋田港四ッ谷西側	端末対応装置Ⅱ	
276	186-118907	光情送 秋田港四ッ谷南側	端末対応装置Ⅱ	
277	186-118903	光情送 ひやくすい歯科前	端末対応装置Ⅱ	
278	186-118909	光情送 長野本町西側	端末対応装置Ⅱ	
279	186-118910	光情送 長野本町南側	端末対応装置Ⅱ	
280	186-115824	光情送 鷹匠橋東側	端末対応装置Ⅱ	
281	186-115823	光情送 濱島医院前	端末対応装置Ⅱ	
282	186-115822	光情送 秋田銀行山王支店西側	端末対応装置Ⅱ	
283	186-115821	光情送 秋田銀行山王支店北側	端末対応装置Ⅱ	
284	186-111600	光情送 北都銀行明田支店東側	端末対応装置Ⅱ	
285	186-111602	光情送 北都銀行明田支店西側	端末対応装置Ⅱ	
286	186-114145	光情送 中通六丁目	端末対応装置Ⅱ	
287	186-114148	光情送 五丁目橋南側	端末対応装置Ⅱ	
288	186-114149	光情送 五丁目橋東側	端末対応装置Ⅱ	
289	186-114144	光情送 五丁目橋北側	端末対応装置Ⅱ	
290	186-111596	光情送 手形山崎西側	端末対応装置Ⅱ	

MDF回線一覧表

端末対応装置回線番号	専用回線ID番号	端末名称(管制システム上)	接続先下位装置	備考
291	186-104458	光情送 四ツ小屋入口南側	端末対応装置Ⅱ	
292	186-111608	光情送 仁井田切上	端末対応装置Ⅱ	
293	186-104441	光情送 ニツ屋西側	端末対応装置Ⅱ	
294	186-111603	光情送 牛島開小路上り	端末対応装置Ⅱ	
295	186-111604	光情送 古川添上り	端末対応装置Ⅱ	
296	186-111605	光情送 古川添下り	端末対応装置Ⅱ	
297	186-104449	光情送 茨島北側	端末対応装置Ⅱ	
298	186-104464	光情送 茨島南側	端末対応装置Ⅱ	
299	186-126733	光情送 ハイタウン桜入口	端末対応装置Ⅱ	
300	186-104465	光情送 茨島西側	端末対応装置Ⅱ	
301	186-111606	光情送 若葉町上り	端末対応装置Ⅱ	
302	186-111607	光情送 若葉町下り	端末対応装置Ⅱ	
303	186-114140	光情送 御休通り入口	端末対応装置Ⅱ	
304	186-114147	光情送 運動公園前	端末対応装置Ⅱ	
305	186-104443	光情送 臨海十字路西側	端末対応装置Ⅱ	
306	186-104442	光情送 臨海十字路東側	端末対応装置Ⅱ	
307	186-104450	光情送 港大橋前北側	端末対応装置Ⅱ	
308	186-104446	光情送 港大橋南側	端末対応装置Ⅱ	
309	186-115820	光情送 マルタカ運輸前	端末対応装置Ⅱ	
310	186-104452	光情送 土崎臨海十字路南側	端末対応装置Ⅱ	
312	186-127252	光情送 相染跨線橋南	端末対応装置Ⅱ	
313	186-111601	光情送 飯島三差路下り	端末対応装置Ⅱ	
314	186-104459	光情送 追分三差路南側	端末対応装置Ⅱ	
315	186-104461	光情送 大清水三差路南側	端末対応装置Ⅱ	
316	186-104463	光情送 豊川竜毛	端末対応装置Ⅱ	
317	186-104460	光情送 浜田境川	端末対応装置Ⅱ	
318	186-111595	光情送 手形山崎東側	端末対応装置Ⅱ	
319	186-104462	光情送 館の丸東側(新屋高校入口)	端末対応装置Ⅱ	
320	186-104444	光情送 秋田大橋北側	端末対応装置Ⅱ	
321	186-107598	光情送 旭南一丁目南側	端末対応装置Ⅱ	
322	186-114143	光情送 山王五丁目	端末対応装置Ⅱ	
323	186-107600	光情送 山王十字路北側	端末対応装置Ⅱ	
324	186-107599	光情送 山王十字路南側	端末対応装置Ⅱ	
325	186-107601	光情送 新川向西側	端末対応装置Ⅱ	
326	186-114142	光情送 操車場入口南側	端末対応装置Ⅱ	
327	186-114141	光情送 操車場入口北側	端末対応装置Ⅱ	
328	186-114139	光情送 自衛隊入口	端末対応装置Ⅱ	
329	186-107602	光情送 野村南側	端末対応装置Ⅱ	
331	186-107604	光情送 フェリー埠頭入口北北側	端末対応装置Ⅱ	
332	186-115819	光情送 秋田火力発電所前	端末対応装置Ⅱ	
333	186-114150	光情送 太陽生命秋田ビル前	端末対応装置Ⅱ	
334	186-114146	光情送 きららアーバンパレス前	端末対応装置Ⅱ	
335	186-114309	光情送 繁田園前	端末対応装置Ⅱ	
336	186-114308	光情送 秋田農林ビル前	端末対応装置Ⅱ	
337	186-111599	光情送 千秋久保田町北側	端末対応装置Ⅱ	
338	186-114166	光情送 アトリオン前	端末対応装置Ⅱ	
339	186-111598	光情送 千秋城下町南側	端末対応装置Ⅱ	
340	186-111597	光情送 千秋城下町東側	端末対応装置Ⅱ	

MDF回線一覧表

端末対応装置回線番号	専用回線ID番号	端末名称(管制システム上)	接続先下位装置	備考
343	186-101845	雄物大橋南側	端末対応装置Ⅱ	
344	186-104445	茨島東側	端末対応装置Ⅱ	
353	180-403062	土崎臨海十字路	端末対応装置Ⅱ	
354	180-403057	交通省秋田港湾事務所前	端末対応装置Ⅱ	
355	180-403061	臨港警察署入口	端末対応装置Ⅱ	
356	180-403060	土崎市民グラウンド入口	端末対応装置Ⅱ	
357	180-403059	相染跨線橋南	端末対応装置Ⅱ	
358	186-109988	県立博物館入口	端末対応装置Ⅱ	
359	186-109989	長沼入口	端末対応装置Ⅱ	
360	180-403067	高清水公園入口	端末対応装置Ⅱ	
361	180-403066	自衛隊入口	端末対応装置Ⅱ	
362	180-403065	大内ビル前	端末対応装置Ⅱ	
363	180-403063	新旧交差点	端末対応装置Ⅱ	
364	186-119658	加賀正前	端末対応装置Ⅱ	
365	180-402979	千秋城下町	端末対応装置Ⅱ	
366	180-403012	中通六丁目	端末対応装置Ⅱ	
367	180-403018	明田地下道西	端末対応装置Ⅱ	
368	181-100029	広面小学校南入口	端末対応装置Ⅱ	
369	180-403016	北都銀行明田支店前	端末対応装置Ⅱ	
370	180-403038	東通七丁目	端末対応装置Ⅱ	
371	180-403039	東通八丁目	端末対応装置Ⅱ	
372	180-403049	コナカ広面店前	端末対応装置Ⅱ	
373	180-403025	ビーギャル秋田駅前店前	端末対応装置Ⅱ	
374	180-403053	桜大橋北	端末対応装置Ⅱ	
375	186-104118	山手台団地入口	端末対応装置Ⅱ	
376	180-403050	ハイタウン桜入口	端末対応装置Ⅱ	
377	180-403040	桜五差路	端末対応装置Ⅱ	
378	180-403041	城東中学校東	端末対応装置Ⅱ	
379	180-403046	谷地田	端末対応装置Ⅱ	
380	180-403042	土手下	端末対応装置Ⅱ	
381	180-403043	堤敷	端末対応装置Ⅱ	
382	186-117601	広面小学校北入口	端末対応装置Ⅱ	
385	186-111577	手形山団地北	端末対応装置Ⅱ	
386	186-111578	手形山大橋南	端末対応装置Ⅱ	
387	186-117602	地ノ内	端末対応装置Ⅱ	
388	186-117603	後田	端末対応装置Ⅱ	
389	186-117604	鬼越峠	端末対応装置Ⅱ	
390	186-117606	木崎中央	端末対応装置Ⅱ	
391	186-117607	中央市場入口	端末対応装置Ⅱ	
392	186-117608	外旭川小谷地	端末対応装置Ⅱ	
393	186-118904	将軍野桂町	端末対応装置Ⅱ	
394	186-118908	秋田港四ツ谷	端末対応装置Ⅱ	
395	186-118912	青山町	端末対応装置Ⅱ	
396	186-118914	飯島南小学校入口	端末対応装置Ⅱ	
397	186-118909	大崩	端末対応装置Ⅱ	
398	186-118911	長野本町	端末対応装置Ⅱ	
400	180-403015	秋銀広面支店前	端末対応装置Ⅱ	
401	182-114109	秋大付属病院入口	端末対応装置Ⅱ	

MDF回線一覧表

端末対応装置回線番号	専用回線ID番号	端末名称(管制システム上)	接続先下位装置	備考
402	180-403052	秋田中セキ前	端末対応装置Ⅱ	
403	182-104690	大戸	端末対応装置Ⅱ	
404	182-109755	城東十字路	端末対応装置Ⅱ	
405	180-402994	下新橋	端末対応装置Ⅱ	
406	180-402993	五丁目橋	端末対応装置Ⅱ	
407	180-402992	四丁目橋	端末対応装置Ⅱ	
408	180-200311	追分三叉路	端末対応装置Ⅱ	
409	180-403064	イオン土崎店前	端末対応装置Ⅱ	
411	182-106542	横山立体交差下	端末対応装置Ⅱ	
412	182-106543	桜簡易郵便局前	端末対応装置Ⅱ	
417	180-402996	南通みその町	端末対応装置Ⅱ	
418	180-402995	南税務署入口	端末対応装置Ⅱ	
419	180-200310	金足農校入口	端末対応装置Ⅱ	
420	180-400457	御休通り入口	端末対応装置Ⅱ	
421	180-402975	仁井田切上	端末対応装置Ⅱ	
422	180-402981	仁井田本町	端末対応装置Ⅱ	
423	180-400485	古川添	端末対応装置Ⅱ	
424	180-402974	仁井田二ツ屋三差路	端末対応装置Ⅱ	
425	180-400440	山王十字路	端末対応装置Ⅱ	
426	180-400444	菊谷小路	端末対応装置Ⅱ	
427	180-400439	旭北寺町	端末対応装置Ⅱ	
428	180-402985	広小路西	端末対応装置Ⅱ	
429	180-402978	手形山崎	端末対応装置Ⅱ	
430	180-402980	四ツ小屋入口	端末対応装置Ⅱ	
431	180-402971	牛島開小路	端末対応装置Ⅱ	
432	180-400467	茨島二丁目	端末対応装置Ⅱ	
433	180-400474	泉卸売団地入口	端末対応装置Ⅱ	
434	180-400469	面影橋	端末対応装置Ⅱ	
435	180-400453	県立体育館前	端末対応装置Ⅱ	
436	180-402986	二丁目橋	端末対応装置Ⅱ	
437	182-109754	樋口	端末対応装置Ⅱ	
438	180-402982	日吉神社前	端末対応装置Ⅱ	
439	180-403069	将軍野中学校入口	端末対応装置Ⅱ	
440	180-403058	秋田火力発電所前	端末対応装置Ⅱ	
441	186-117609	ナイス前	端末対応装置Ⅱ	
442	182-114106	外旭川松崎	端末対応装置Ⅱ	
443	186-127671	イサノ2丁目	端末対応装置Ⅱ	
444	186-127654	とがしアパート	端末対応装置Ⅱ	
445	186-127655	ローソン八橋田五郎	端末対応装置Ⅱ	
446	186-127531	寺内イサノ	端末対応装置Ⅱ	
513		上町【MVNO】	端末対応装置Ⅱ	
514		柳町新道【MVNO】	端末対応装置Ⅱ	
515		能代駅前【MVNO】	端末対応装置Ⅱ	
516		柳町入口【MVNO】	端末対応装置Ⅱ	
517		能代北校前【MVNO】	端末対応装置Ⅱ	
518		秋北バスステーション前【MVNO】	端末対応装置Ⅱ	
519		出戸本町【MVNO】	端末対応装置Ⅱ	
520		後谷地【MVNO】	端末対応装置Ⅱ	

MDF回線一覧表

端末対応装置回線番号	専用回線ID番号	端末名称(管制システム上)	接続先下位装置	備考
521		柳町西【MVNO】	端末対応装置Ⅱ	
522		能代橋南【MVNO】	端末対応装置Ⅱ	
523		畠町【MVNO】	端末対応装置Ⅱ	
524		大町【MVNO】	端末対応装置Ⅱ	
525		市役所入口【MVNO】	端末対応装置Ⅱ	
526		通町【MVNO】	端末対応装置Ⅱ	
527		芝童森【MVNO】	端末対応装置Ⅱ	
528		能代高校前【MVNO】	端末対応装置Ⅱ	
529		高埜【MVNO】	端末対応装置Ⅱ	
530		豊祥岱【MVNO】	端末対応装置Ⅱ	
531		大瀬団地【MVNO】	端末対応装置Ⅱ	
532		東能代駅前【MVNO】	端末対応装置Ⅱ	
533		総合体育館前【MVNO】	端末対応装置Ⅱ	
534		追分町【MVNO】	端末対応装置Ⅱ	
535		追分南【MVNO】	端末対応装置Ⅱ	
536		昭南町南【MVNO】	端末対応装置Ⅱ	
537		浅内【MVNO】	端末対応装置Ⅱ	
538		港湾入口【MVNO】	端末対応装置Ⅱ	
539		かいらげふち【MVNO】	端末対応装置Ⅱ	
540		昇平岱【MVNO】	端末対応装置Ⅱ	
543		うえたスーパー南【MVNO】	端末対応装置Ⅱ	
544		外旭川大畑【MVNO】	端末対応装置Ⅱ	

	数量
端末対応装置Ⅱ 合計回線数	405

23 分電盤				
システム名	分電盤			
点検項目	保全内容	基準	測定器	点検周期
点検	電源ケーブル・アース線取付状態	標準実施方法による	目視	年1回
	端子ボルト・ビス締め付け状態	標準実施方法による	目視	年1回
清掃	盤・パネル等の清掃	ほこり、ごみ等を除去すること	目視	年1回
<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管制センター分電盤及び管制電算室分電盤 ・ 機器製造会社のマニュアル等による指定基準があれば、あわせて実施すること 				

24 無停電電源装置				
システム名	無停電電源装置			
点検項目	保全内容	基準	測定器	点検周期
外観点検	(1) 部品の変色、変形の有無	異常のないこと	目視	6ヶ月毎
	(2) 異臭の有無			
	(3) 異常音の有無			
清掃	盤・パネル等の清掃	ほこり、ごみ等を除去すること	目視	6ヶ月毎
電源電圧の測定	(1) 入力電圧	180～220V	パネル計測	6ヶ月毎
	(2) 直流電圧	401.4V±1.5%		
	(3) UPS電圧	198～202V		
備考				
・ 機器製造会社のマニュアル等による指定基準があれば、あわせて実施すること				

情報セキュリティの確保に関する基準

1 趣旨

契約業者は、本契約に係る業務（以下「本件業務」という。）の実施のために、秋田県警察から提供する情報その他本件業務の実施において知り得た情報（以下「保護すべき情報」という。）の機密性、完全性及び可用性を維持すること（以下、「情報セキュリティ」という。）に関して万全を期さなければならず、その講ずべき措置を定めるもの。

2 保護すべき情報

保護すべき情報の範囲は次のとおり。

- (1) 秋田県警察が秘密区分の指定をした秘密に属する文書、図面、図書等（電磁的記録を含む。）
- (2) 秋田県警察が秘密区分の指定をした秘密に属する物件
- (3) (1)又は(2)に掲げるものを基に、契約業者が作成（複製及び写真撮影を含む。）した文書、図面、図書等（電磁的記録を含む。）又は物件のうち、秋田県警察が指定したもの

3 情報セキュリティ対策等

(1) 下請負の禁止

ア 契約業者は、本契約の全部又は一部を第三者に下請負させてはならない。ただし、やむを得ず下請負をさせるときは、その下請負先、契約内容等を記した書面を添え、秋田県警察の許可を得るものとする。

イ 前項ただし書により契約業者が下請負をさせる場合、契約業者は契約業者と下請負者との間で締結する契約において、下請負者において本仕様書と同等の情報セキュリティの確保が行われるよう定めなければならない。

ウ 秋田県警察は、前項の契約について、情報セキュリティの確保が十分満たされていないと認められる場合、アの許可を与えないことができる。

エ アただし書により契約業者が下請負させる場合の下請負者その他本契約の履行に係る作業に従事する契約業者以外の事業者における情報セキュリティの確保について、契約業者は本仕様書に従い、必要な通知、申請、確認等を行うものとする。

(2) 情報セキュリティ確保のための体制等の整備

契約業者は、本契約の履行に当たり、保護すべき情報に係る情報セキュリティを確保するための体制を整備するとともに次の業務管理を行うこと。

ア 情報セキュリティの確保を含む業務の遂行に関する一切の事項を処理するなどの権限を有する作業責任者を定め、書面をもって通知すること。

イ 前項により選任された作業責任者は、作業場所における個別業務の実施を統括し、就業規則に基づき就業管理を行い、個別業務の遂行に関する一切の事項を処

理し、個別業務の遂行につき契約業者を代理する権限を有する。

ウ 契約業者が作業責任者の権限に関し制限を設けた場合又は作業責任者を変更する場合は、書面により事前に通知すること。

エ 作業責任者又は作業員の行う作業が著しく不相当であると認めた場合は、当該理由を通知し、必要な措置を執ることを求めることがある。

オ 秋田県警察が指定する場所で契約業者が個別業務を行う場合、業務を行う者の作業員名簿を作成し、書面で通知すること。

カ 本契約にかかる情報システムに対し意図しない変更が加えられないことを保証する管理を行うこと。また、求めに応じて具体的な品質保証体制を証明する書類を提出すること。

キ 情報システムに対し、意図しない変更が加えられる不正が判明した際は、追跡調査、立ち入り検査等により原因を調査し、排除するための体制を構築すること。

(3) 守秘義務

ア 契約業者は、本契約で知り得た秋田県警察の業務上の機密を本契約期間中はもとより本契約終了後といえども第三者に漏らしてはならない。

イ 取扱者は、在職中及び離職後においても、保護すべき情報を第三者に開示又は漏えいしてはならない。

ウ 作業員その他の本契約に関わる者から個別に情報セキュリティの確保に関する誓約書を徴取し、機密保持の実効性を担保するものとする。

(4) 管理

ア 本契約を履行するに当たり、貸与する仕様書その他の資料（以下「業務資料」という。）は、特に厳重な取扱いを行うものとし、その保管管理について一切の責任を負うこと。

イ 指定する場所において個別業務を行う場合に持ち込む物品、業務資料等は適正に管理すること。また、承諾なくその場所から物品、業務資料等を持ち出さないこと。

ウ 業務資料は、本契約の実施その他指定した目的以外に使用しないこと。

エ 業務資料を承諾なく、方法のいかんにかかわらず複製（複写を含む。）しないこと。

オ 業務資料は、本契約が終了したとき、本契約が履行できないと認められたとき、その他返還を求められたときは、直ちに返還すること。

(5) 脆弱性対策等の実施

ア 本契約を履行するに当たり、情報システムを使用する場合について、当該情報システムのアクセス権の付与を業務上必要な者に限るとともに、保護すべき情報へのアクセスを記録する措置を講ずること。

イ 前項の場合に、契約業者は、情報システムに対する不正アクセス、コンピュータウイルス、不正プログラム感染等情報システムの脆弱性に係る情報を収集し、これに対処するための必要な措置を講ずること。

(6) 情報セキュリティ対策の履行状況の確認

契約業者は、契約締結後、少なくとも1年に1回、本仕様書が定める情報セキュ

リティ対策の該当する項目について、下請業者を含め履行状況を確認するとともに、確認結果について別添様式で秋田県警察に報告し承認を得るものとする。ただし、別記様式の様式により難しい場合は、この限りではない。

(7) 障害・事故等の発生時の対処

契約業者は、次の情報セキュリティ侵害事案が発生した場合、速やかに秋田県警察へ報告するとともに、所要の措置を講じること。

なお、契約業者の従業員又は下請負者等の故意又は過失によるものであった場合でも、契約上の責任を免れることはできない。

ア 保護すべき情報のほか、本契約に係る情報について、外部への漏洩、目的外利用又は認められていないアクセスが行われた場合

イ 保護すべき情報を取り扱い又は取り扱ったことのある電子計算機又は外部記録媒体に、コンピュータウイルスの感染が認められた場合

ウ ア又はイに掲げるもののほか、秋田県警察又は契約業者の保護すべき情報のほか契約に係る情報の侵害、紛失、破壊等の事故が発生し、又はそれらの疑い若しくはおそれがある場合

(8) 情報セキュリティ監査

本契約の履行中に、必要に応じて情報セキュリティ監査を行うことがある。

情報セキュリティ対策履行状況確認書

1 確認対象者

- (1) 事業者名：
 (2) 対象部門等名：
 (3) 契約開始年月日：
 (4) 前回確認実施年月日：

【留意事項】

確認対象者が下請負者等の場合は、(1) 欄に事業者名を記載し、その末尾に「(下請負者等)」と記載すること。
 この場合、(3) 欄には、下請負契約等の開始年月日を記載すること。

2 確認事項

番号	確認事項	実施/未実施	実施状況(詳細) 又は未実施の理由
1	3. (1) 本契約の全部又は一部を第三者に下請負させていない。		
2	3. (1) (1が未実施の場合) やむを得ず下請負をさせるときは、その下請負先、契約内容等を記した書面を添え、秋田県警察の許可を得ている。		
3	3. (2) 代表者から代理権限を与えられた者を作業責任者としている。		
4	3. (2) 作業員等の名簿を作成し、秋田県警察に通知している。		
5	3. (3) 作業員等から情報セキュリティの確保に関する誓約書を徴取している。		
6	3. (2) その他、情報セキュリティを確保するために必要な体制を整備している。	※	※
7	3. (3) 保護すべき情報を第三者に開示又は漏えいしていないことを確認している。		
8	3. (3) 作業員等が、在職中又は退職後においても、保護すべき情報を第三者に開示または漏えいしないよう、措置を講じている。		
9	3. (4) 業務情報及び業務資料について、特に厳重な取扱いを行っている。		

10	3. (4) (秋田県警察の指定する場所において個別業務を行う場合) 持ち込み物品、業務情報及び業務資料を適正に管理している。また、承諾なくして、その場所から物品、業務情報及び業務資料を持ち出してはなから確認している。	※	※
11	3. (4) 業務情報及び業務資料について、秋田県警察の指定した目的以外に使用しないよう、措置を講じている。		
12	3. (4) 業務情報及び業務資料を、秋田県警察の承諾なくして、複製・複写してはなから確認している。		
13	3. (4) 秋田県警察から返還を求められた資料を、秋田県警察に直ちに返還している。	※	※
14	3. (5) (情報システムを使用する場合) 当該情報システムのアクセス権の付与を業務上必要な者に限るとともに、保護すべき情報へのアクセスを記録する措置を講じている。	※	※
15	3. (5) (情報システムを使用する場合) 情報システムに対する不正アクセス、コンピュータウイルス、不正プログラム感染等情報システムの脆弱性に係る情報を収集している。また、これに対処するための必要な措置を講じている。	※	※
16	3. (6) 報告した確認結果について、秋田県警察の承認を得ている。		
17	3. (7) (情報セキュリティ侵害事案等事故が発生した場合) 事故発生時に適切な措置を講じるとともに、速やかに秋田県警察に報告を行った。	※	※
18	3. (7) (情報セキュリティ侵害事案等事故が発生した場合) 事故の損害・影響等の程度を把握するため、必要な業務資料を保存している。	※	※

確認年月日：

確認者（事業者名、所属、役職、氏名）：

印

【留意事項】

※欄については、該当がある場合に記載する。